

## 平成 21 年度定例会 6 月会議開会挨拶（平成 21 年 6 月 10 日開催）

平成 21 年度定例会 6 月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

新年度、4 月から町づくり基本条例・議会基本条例がスタートいたしました。

議会基本条例の前文では、「開かれた議会」づくりの集大成として、決してこの改革を後退させてはならないとの強い思いが込められており、合議制の議会と独任制の町長が緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、善政を競い合うとして、改革の 3 つの視点を忘れることなく、不断の努力を続けることを明言しております。

両基本条例の実行課題は、「住民・議会・行政の協働」であります。実践をとおして過去の手法を反省し、如何に住民の意識を高め、単なる受け身の参加から積極・能動的な参画・協働へ結び付けることができるかが重要であり、そのための役割分担を実践していく実行計画を示していくことが大切になります。

通年議会が始まり、委員会活動も展開され、6 月 2 日には、議会報告会を開催いたしました、課題は多くあると思いますが、小さくとも堅実な一步を踏み出したものと確信しております。

6 月 4 日に開催された第 60 回北海道町村議会議長会定期総会の決議は、「地方分権改革一括法が施行され、早くも 10 年目を迎えた。しかし、分権改革の勢いは鈍り停滞気味である。初期の高揚と切迫感は減退し、我々の熱い期待は裏切られている。この間も、町村はたゆむことなく行財政改革を進め、幾多の困難な課題に取り組んできた。我々地方議会人は、今後とも地域住民の代表たる自覚を一層深めるとともに、清新で活発な議会活動に努めることが大事である。そしてその課題の解決に向け、我々は総力を結集するものである。」とし、

- ①地方分権改革の推進と町村税財政基盤の確立
- ②町村議会の活性化と議会の権限の拡充
- ③水産業の振興と活力ある漁村づくりの推進等

13 項目の一般決議と「北海道新幹線の建設促進」、「新たな過疎対策法の制定」に関する特別決議を満場一致で採択いたしました。

今後、示される地方分権改革に関する法改正は、相当厳しい決断を迫られる事となります。福島町議会としても、その事をしっかりと自覚し、住民を守る気概をもって、より一層活発な議会活動を推進し、自律的な町づくりを進めなければなりません。

出席者各位には、本 6 月会議の議事運営にご協力をいただきますよう、お願い申し上げ、活発な討議が展開されます事を期待して、開会の挨拶といたします。